

平成18年10月31日  
10時～11時20分  
於：加古川刑務所体育館

## 播磨社会復帰促進センター等運営事業 入札説明書に関する説明会(議事概要)

定刻となりましたので、これより「播磨社会復帰促進センター等運営事業入札説明書に関する説明会」を開催いたします。

本日は、本月23日に行った入札公告に関連して公表した資料についてご説明し、その後、御質問等がございましたら、適宜受け付けさせていただきます。

それでは、はじめに、本事業の責任者である手塚矯正調査官からご挨拶を申し上げます。

### 手塚矯正調査官挨拶

本日は、お忙しい中、播磨社会復帰促進センター等運営事業の入札説明書に関する説明会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

既に御承知かと存じますが、現在、加古川市に建築中の収容定員1,000人の刑務所について、法務省は、最近の厳しい行財政事情を踏まえ、PFI手法を活用した施設運営を実施することとして、9月6日に、実施方針などを公表し、9月21日に、東京において説明会を開催しました。

その後、10月13日には、本事業をPFI法に規定する特定事業として選定し、事業者選定委員会の開催など必要な準備作業を進め、10月23日に入札公告を行ったところです。

本日の説明会では、入札説明書、要求水準書の修正点、事業者選定基準、事業契約書(案)などについて御説明しますが、折角の機会ですので、午後から、播磨社会復帰促進センターの建設現場まで御足労いただき、工事の進捗状況の説明とともに、限られた範囲ではありますが、現場を御覧いただくよう手配しております。

非常にタイトなスケジュールではありますが、皆様方におかれましては、

本事業について、是非とも積極的に御参加を検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 入札説明書について

それでは、まず、10月24日に公表いたしました入札説明書について説明いたします。

1頁の3「事業概要」を御覧ください。御承知のとおり、この事業には、国費で建設中の播磨社会復帰促進センターの維持管理・運營業務に加えて、既存施設である加古川刑務所の運營業務の一部が含まれています。(3)の事業場所、(4)の事業内容はそれを踏まえて記載しており、既に公表している実施方針や要求水準書からの変更はございません。

3頁(6)「事業期間等」のイに今後のスケジュール予定を記載いたしました。本日の説明会でも若干の質疑応答の時間を設けたいと考えておりますが、書面での質問受付は11月13日まで、回答の公表は24日を予定させていただきますので、所定の様式(様式1)に従って御提出いただくようお願いいたします。

なお、実施方針説明会は、本事業と喜連川社会復帰促進センター等運營業務との合同で開催した関係で、両者に共通する項目については、それぞれの事業の該当箇所を記載した上で、質問は一つにまとめて記載・提出するようお願いしたところです。今回、どちらの事業についても御参加を検討されている方で、共通する内容について御質問がある場合については、喜連川か播磨のどちらか任意の資料名と該当頁などを記載の上、提出していただければ結構です。

競争参加資格の確認(第1次審査)資料の受付は12月1日から15日までとし、結果の通知を25日に予定しております。この1次審査に合格された方々には、本日午後のセンターの見学とは別に、2次審査資料の作成に必要となると思われる各種の情報、例えば、センターの詳細な構造や国が用意している設備などが分かる図面といったものを開示させていただく予定であります。その方法については、今後、関係部局とも協議してまいります。少しでも早く2次審査資料の作成に着手いただけるよう、年内に図面等を御覧いただけるスケジュールを念頭に置き、結果通知を1

2月25日（当方の御用納めは28日の予定）に設定したものです。

入札書及び2次審査資料の提出期限は明年の2月7日，そして開札及び落札者の決定を4月13日（午後3時。喜連川社会復帰促進センター等運営事業は午後2時。）といたしました。この間の2ヵ月ほどで，2次審査資料についての事業者選定委員会による応募グループからのヒアリングを含め，総合評価落札方式のための審査・採点作業を行います。

4月13日の落札者決定後，基本協定及び事業契約の締結を行います。一応の時期のメドを示しておりますが，10月からの運営開始に向けて必要となる要員の確保，機器や物品の整備に早急に着手していただかなくてはならないことから，できる限り速やかに事業契約を締結したいと考えております。

4頁の4「競争参加資格」については，先行事業からの大きな変更は二点あり，一つは，事業に施設の設計・建築が含まれないことに伴い，関連する資格要件を削除したこと，もう一つは，SPCに対する資金の貸付を行う主幹事行の関与を必ずしも前提としておらず，それに伴い，応募グループの構成を「構成企業」と「協力企業」のみとしたことです。

6頁の6「競争参加資格の確認」以下については，建築関係が事業に含まれないことに伴い不要となった記載を削除した以外に，内容的に先行事業から変更しているところはありません。

1次審査資料と，9頁の11「第2次審査資料」については，いずれも記載要領，様式集に従って提出いただきます。様式集などは，HPで昨日公表されたということですので，御確認ください。

次に，10頁の15「落札者の選定方法等」を御覧ください。既に御承知のとおり，本事業の落札者の選定方式として，総合評価落札方式を採用することとしておりますが，客観的な評価を行うために，法務省外の有識者と現職の委員からなる事業者選定委員会を設置し，10月16日に第1回の委員会を開催したところです。

この委員会においては，事業者選定基準（案）についての討議を行い，既に公表しているとおり，選定基準として決定されております。審査手続の概要については，入札説明書の11頁から12頁に記載したとおりですが，得点配分や加点項目などの詳細と併せて，後ほど，事業者選定基準の

御説明の際に申し上げます。

12頁の16「基本協定の締結」以下は、主に落札者決定後の手続についての記載です。この入札説明書で引用している基本協定書(案)、維持管理及び運営に関する契約書(案)、PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定(案)といった資料については、先ほど申し上げた様式集と同じく、HPで公表しております。本日の説明会までの間に御検討いただくための時間的余裕を確保できず、大変申し訳ございません。

後ほど若干の説明を行う「契約書(案)」と「モニタリング及び改善要求措置要領」については、お手元にお配りしておりますが、本日は、特に注意いただきたい点に限ってのみ、説明させていただきますので、後日、内容を熟読されて御質問などがございましたら、先ほど申し上げた手続により御提出いただければと思います。

入札説明書についての説明は以上でございます。

### **運營業務要求水準書の訂正について**

次に、要求水準書の訂正について申し上げます。本事業の要求水準書(案)については、本年9月6日付けで公表し、9月21日の実施方針説明会においてその概要を御説明したところですが、実施方針説明会に関する皆様からの御意見・御質問なども踏まえ、10月23日付けで確定版の要求水準書として再公表し、併せて、変更点について訂正表の形で整理したものを同時に公表しております。

誤記の削除や用語の統一といった形式的な訂正が多数あるほか、既存施設である加古川刑務所の運營業務に関して、いくつか内容にかかわる訂正がございますので、それについて訂正表を引用しながら申し上げます。

#### **【運營業務要求水準書 56ページ 第3編 第2 1 イ】**

訂正表の上から12番目、加古川刑務所の給食業務については、管理栄養士による献立作成が業務の中心であり、食材の調達や受刑者への調理指導といった業務はありません。訂正前の要求水準では「・・・食事を提供する」との記載になっていましたので、誤解のないように、これを「・・・献立を作成する」との記載に訂正しております。

【運營業務要求水準書 56 ページ 第3編 第2 2 ア及びイ】

訂正表の上から13番目と14番目は、加古川刑務所の衣類・寝具の管理業務についてです。実施方針説明会で申し上げたとおり、加古川刑務所では他の施設にはない特別の業務を行っております。訂正前の記載では、事業者自身が、加古川刑務所から他の施設に衣類の生地を運搬するかのよう書きぶりとなっていましたので、「配送の手配」という記載に改めました。

【運營業務要求水準書 63 ページ 第3編 第5 (1) ア及びイ】

訂正表の下の二つは、加古川刑務所の教育支援業務のうち視聴覚教育についてです。訂正前は、放送や番組の内容を選定する業務も事業者が行うように読める記載となっていました。事業者は国が実施する業務の支援を行うものであり、具体的には、指定された番組の録画や放送のための機器操作などの業務を実施していただくように訂正しております。

要求水準書の訂正についての説明は以上でございます。

## **事業者選定基準について**

続いて、事業者選定基準について御説明いたします。「播磨社会復帰促進センター等運営事業事業者選定基準」の2頁を御覧ください。審査の手順をフローチャートにしております。

事業者選定の審査は、「第1次審査」と「第2次審査」の2段階に分けて実施いたします。

第1次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として、入札説明書に定める適正な資格と必要な能力を備えているかどうかを審査するもので、提出すべき書類は、先ほどの入札説明書の説明の際に申し上げた様式集に従っていただくこととなります。

第1次審査に合格した入札参加者を対象に第2次審査を実施いたします。この第2次審査では、入札参加者が提出した事業提案の内容について、「必須項目審査」と「加点項目審査」の2段階に分けて、「事業提案審査」を実施します。

「必須項目審査」とは、要求水準書の記載をすべて満たしているか否か

について審査を行うもので、事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、一項目でも満たしていない場合には不合格とするものです。適格者については、3頁の第5の1(1)アに記載しているとおり、基礎点として250点を付与いたします。

一方、「加点項目審査」とは、事業提案のうち国が特に重視する内容である加点項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与するものであり、仮に、すべて満点だった場合には、3頁の第5の1(1)イのとおり、やはり250点を付与いたします。必須項目審査は250点満点でない限り失格となるのに対し、加点項目審査では、提案内容により、応募グループ間で得点に差がつくこととなります。

次に、開札を実施し、入札価格が国の定める予定価格の範囲内であるかどうかを確認します。すべての応募グループの入札価格が予定価格を超えている場合には、再度入札を行うこととなります。入札価格が予定価格の範囲内であった場合は、事業提案審査による得点を入札価格で割って算定した総合評価値で順位付けを行い、最終的な落札者を決定することとなります。

以上が審査手順の概要です。

次に、選定基準の6頁を御覧ください。

6頁以下の別紙が、ただ今申し上げた「加点項目審査」における具体的な評価ポイントを評価分類ごとに示したものです。6頁が【事業計画】(39点)、7頁以下が【施設運営計画】(211点)で、両者の合計は250点となります。

なお、島根社会復帰促進センター整備・運営事業では、加点項目の大きな分類として、「事業計画」と「施設運営計画」のほかに、「基本方針」と「施設整備・維持管理計画」という分類を設定しており、また、配点も合計で600点満点でしたが、本事業では、別紙のとおり、二つの分類で250点として単純化しました。

まず、6頁の「事業計画」についてですが、大きく3つの評価分類、すなわち、「出資構成・ガバナンス事業計画」、「リスク管理計画」及び「事業の安定化計画」に分かれておりまして、それぞれ9点、12点、18点の配点で合計39点といたしました。右側の欄の評価ポイントの数を確認

するとお分かりいただけるように，一つのポイントに対して3点を配点しています。

事業計画の内容は，どのようなPFI事業であっても，おおむね共通的な項目になることが多いものと思われませんが，本事業についても同様です。

「出資構成・ガバナンス事業計画」は，出資者の構成や不測の事態が生じた場合の意思決定手続，設備投資に必要な資金調達の考え方といった点について，評価したいと考えております。

「リスク管理計画」は，「リスクに係わる提案」と「各種契約締結に係わる提案」の2つの評価分類で構成されており，それぞれ9点，3点の配点となっています。今回の事業には施設整備が含まれていないことから，SPCが金融機関からの資金貸し付けを受けずに運営を行う可能性もあり得ることを踏まえた内容としています。

「事業の安定化計画」は，「事業収支計画」と「財務・資金管理方針，モニタリング手法」の2つの評価分類で構成されており，それぞれ6点，12点の配点となっています。ここでも，SPCが金融機関からの融資を受けない可能性を考慮して，資金調達・債務償還に関する分類は設けずに，一方で，第三者によるモニタリング体制を重視し，「財務・資金管理方針，モニタリング手法」の三つめのポツに記載した，問題発生時のバックアップ体制に関する評価ポイントを設定しました。

事業計画についての説明は以上でございます。

7頁以下の「施設運営計画」は，実施方針や要求水準書に記載した委託業務ごとに，国として，特に重視するポイントを掲げているものであって，まさに，刑務所PFI事業の特殊性，あるいは，播磨社会復帰促進センター等運営事業の特徴を盛り込んだ内容としています。

申し上げたとおり，施設運営計画の配点の合計は211点であり，加点項目の合計250点中の8割以上を占めています。7頁の「共通」の一番目の枠である「業務の実施体制」を御覧いただくと，評価のポイントとして5つの内容を挙げており，その配点が25点となっています。つまり，一つのポイントに対する配点は5点であり，大半の評価ポイントについては同じですが，ごく一部の評価ポイントについては例外的に高い配点をしています。

施設運営計画は大きく10の評価分類，すなわち，「共通」(56点)，「維持管理」(5点)，「総務」(15点)，「収容関連サービス」(25点)，「警備」(15点)，「作業」(40点)，「教育」(25点)，「医療」(10点)，「分類」(10点)，「既存刑務所における運営業務」(10点)に分かれています。

既に申し上げたとおり，本事業には，既存施設である加古川刑務所の運営業務の一部が含まれております。播磨センターと加古川刑務所における委託業務の項目には共通するものが多数あり，また，具体的な委託業務の内容がセンターと加古川刑務所でまったく同じであるという場合もございます。しかしながら，加古川刑務所における業務は，基本的に，同刑務所の保有している設備・物品を利用して，従来の方法を引き継いで実施いただければ足りる性質のものが中心であり，播磨センターにおける業務と比較して，民間の創意工夫，ノウハウを発揮していただく余地がそれほど大きいとはいえません。

したがって，冒頭の分類である「共通」と末尾の「既存刑務所における運営業務」を除いた各業務の評価のポイントは，センターでの業務についての提案に対する加点としております。これについては，事業者選定基準の様式番号を確認の上，様式集及び記載要領と対照いただければ，お分かりいただけるようになっておりますが，念のために申し上げます。

それでは，各評価分類ごとに簡単に説明してまいります。まず，「共通」は，施設運営計画のすべての分野に係る評価分類であり，「業務の実施体制」，「地域との共生」，「保安事故の防止及び事故発生時の対応」，「非常時の対応」の4つの評価分類で構成されており，それぞれ25点，16点，10点，5点の配点となっています。

「業務の実施体制」では，雇用確保，研修体制，業務の補完性のほか，四つ目のポツとして，各業務ごとの民間職員数と実施体制を，さらに，五つ目のポツとして，播磨センターと加古川刑務所間の共助，連携体制について評価することとして，ポイントを設定しました。

次の「地域との共生」は，御覧のとおり，評価ポイントが一つだけであるところ，5点ではなく，その3倍以上となる16点という大きい配点としています。「構造改革特区制度を活用した地域との共生によるPFI事業」という理念は，先行事業と同様であるものの，播磨センターは，もともと，既存刑務所と同様の運営をする予定で，国が整備を始めた施設であ

り，そのような施設に，いわば後付けでPFI事業を実施するわけです。だからこそ，地域に受け入れられる運営を行う必要性は，先行事業と比較しても一層高いものと考えており，その趣旨を事業者選定基準の配点において明確に反映させたものです。

「保安事故の防止及び事故発生時の対応」とその次の「非常時の対応」については，どのような体制で危機管理を行うのかという点について，「警備」とは別に評価するものです。逃走・自殺・火災を三重大事故などと称しておりますが，中でも逃走事故の発生は，周辺地域をはじめとして一般社会に大きな不安を与えるものであり，その重大性にかんがみ，その他の事故とは別にポイントを設定しています。

続いて，個別の運營業務について，まず，「維持管理」ですが，この事業における維持管理業務は，国が建築した施設や設備を適切に管理し，必要な更新を行っていただくことが基本です。評価のポイントとしては，非常時・緊急時における対応に関して設定しました。

「総務」は，「領置事務支援業務」と「情報システム管理業務」の2つの評価分類で構成されており，それぞれ10点と5点の配点としています。システムについて，今回の事業では，事業者の皆様が新規に開発を求めたシステムは面会予約と図書管理のみであり，図書管理については要求水準書に記載しているとおり，施設内部での運用にとどまるものです。この事業では，施設運営全般に直結するような大規模なシステム構築は想定していないことから，トラブル対応についてのみポイントを設けております。

8頁を御覧ください。「収容関連サービス」は，「給食事務」，「衣類・寝具の提供業務」，「その他収容関連サービス業務」の3つの評価分類で構成されており，それぞれ10点，10点，5点の配点となっています。

「給食業務」の一つ目のポツについて，播磨センターでは，事業者による作業技術指導を通じて炊事業務を実施することを前提としているので，これを効果的に実施するためにどのような提案がなされているかを評価ポイントとしています。

「衣類・寝具の提供業務」の二つ目のポツは，播磨センターにおいて，洗濯業務に職業訓練を導入することを前提とした内容であり，そのために必要となる機器整備や洗濯方式について評価ポイントとしています。

「警備」は、「警備体制」と「連絡体制」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ10点と5点の配点となっています。

他の業務と比較して評価ポイント数が多いとはいえませんが、もちろん、国として、刑務所という施設の警備を重視しないなどということはありません。播磨センターに収容する受刑者は、犯罪傾向の進んでいない者であり、既存の一般施設と比較して、保安警備上のリスクが低いということは間違いありませんが、だからといって、警備業務の実施体制、連絡体制といった各ポイントの重要性が落ちるものではないことを念のために申し上げます。

8頁から9頁にかけて記載している「作業」は、「刑務作業」、「職業訓練」、「特化ユニットの受刑者に対する作業提供」、「就労支援」の4つの評価分類で構成されており、それぞれ15点、10点、5点、10点の配点となっております。

「刑務作業」に掲げた三つのポイントのうち、一つ目と三つ目のポツ（作業量の確保、不測の事態における代替策）は、いずれも刑務所という特殊な施設を安定的に運営していくために、極めて重要であると考えております。

また、二つ目のポツですが、作業分野は、地域資源の活用について、もっとも具体的に、分かりやすいかたちで反映されることが期待できるので、冒頭の共通分類にある「地域との共生」とは別に評価ポイントとして設定することにしました。

「職業訓練」では、種目の多様性ととも、社会的に意義の高い内容であるかどうかを評価ポイントとしております。

また、「特化ユニットの受刑者に対する作業提供」についてですが、播磨センターでは、精神疾患・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者を120名程度収容することとしています。ただし、特化ユニットの受刑者であっても日課の中心はやはり刑務作業であることから、職業訓練を含めた作業内容について優れた提案であるかどうかを評価ポイントとしております。

「就労支援」について、播磨センターでの洗濯業務における職業訓練は、要求水準書において一般社会レベルでの実施を明記しておりますので、これを踏まえて、あえて、この「就労支援」という分類での評価ポイントとして盛り込むことにしました。そのほか、受刑者の出所後の就労支援策

は、今やすべての刑務所において取り組まなければならない重要なテーマとなっております。「社会復帰促進センター」の看板を掲げる以上、この点についての優れた提案がなされることを期待しており、評価ポイントとして設定いたしました。

「教育」については、「教育企画支援・教育実施業務」という一つの分類だけですが、評価のポイントが5つあり、25点を配点しています。

いわゆる受刑者処遇法の施行により、矯正処遇としての受刑者指導は「改善指導」及び「教科指導」に整理されたので、評価のポイントについてもこれを踏まえて設定しております。

受刑者に対する改善指導は、過剰収容に苦しむ既存の一般的な刑務所においては、十分な実施体制を確保できていないのが実情だと思われます。しかし、PFI手法により運営する「社会復帰促進センター」においては、その名にふさわしい教育プログラムを用意し、それを実施できるスタッフを確保することが極めて重要であると考えております。

そこで、受刑者全般を対象とする「一般改善指導」と特定の受刑者の事情に着目して行う「特別改善指導」のそれぞれについて、教育内容と実施体制をそれぞれ評価ポイントとしました。

さらに、特化ユニットの受刑者に対する指導には、作業療法士、臨床心理士などの特定の資格を有するスタッフの確保が求められることから、これも評価ポイントとしました。

「医療」は、二つの評価ポイントで10点の配点としております。播磨センターは、国の組織としての医務課を設置する予定であり、急患が出たというような場合には、他の刑務所で行っているのと同様に、外部の病院へ移送することがあると想定されます。そこで、相手方となる外部の医療機関をはじめとする各種連絡調整について評価ポイントとし、そのほか、一般的な健康増進に関する提案を評価ポイントとして設定しました。

「分類」も二つの評価ポイントで10点の配点としております。入所した受刑者の処遇指針にかかわる処遇調査事務と円滑な社会復帰に直結する保護関係事務は、刑務所の入口と出口に当たる事務であり、それぞれについて専門的スタッフを確保して適切に実施することの重要性にかんがみ、評価のポイントとしております。

最後に、「既存刑務所における運営業務」として、加古川刑務所の運営業務全般について、評価のポイント一つで、他のポイントの2倍となる10点を配点しました。最初に申し上げたとおり、今まで説明してきた個別の業務の評価ポイントは、すべて播磨センターの業務に対するものとなっています。

確かに、既存刑務所の業務において、民間事業者に創意工夫を発揮していただき、加点項目として審査すべき提案を期待することは難しいと思われませんが、一方で、実際に事業者を選定するに当たっては、既存刑務所の運営業務についても安心してお任せできる体制を確保していただく必要があると考えております。

加古川刑務所は、全国の既存刑務所と同様に過剰収容となっているところであり、播磨センターの新設により、その状態が相当程度緩和される可能性はもちろんあるわけですが、現時点での現場の実情としては、PFI手法を活用した民間委託により、国の職員の負担軽減をもっとも期待しているところです。

そこで、今回の事業において、既存刑務所における委託内容がセンターと同等に近い総務業務などをはじめとして、主に、国の職員の負担軽減に資する提案となっているかどうかという点に着目して評価することとしたいと考えております。

施設運営計画についての説明は以上でございます。

2次審査関係資料については、様式に従って、正本1部と副本20部を提出いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

申し上げたとおり、「事業計画」の評価ポイントはすべて3点満点、「施設運営計画」の評価ポイントは「地域との共生」(16点)と「加古川刑務所の運営業務」(10点)を除き5点満点となります。では、どのような提案であれば、5点満点となり、あるいは3点や1点どまりになるのかについては、今後、各分類・ポイントごとに詳細を検討いたしますが、あえて指針らしきことを申し上げるとすれば、やはり、「提案が具体的であるか」ということと「提案の実現可能性は高いか」ということに着目して、点数に差をつけていくことになろうかと思われま。

言うまでもなく、本事業の落札者として選定された場合には、御提案内容については、当然、実施していただくこととなりますので、その点を踏

まえて御提案内容を御検討願います。

事業者選定基準についての説明は以上でございます。

## 事業契約書（案）について

最後に、お手元に配布いたしました事業契約書（案）と関連資料について、若干御説明いたします。事業契約書（案）は、施設の建設がないことに伴い、不要となった部分を削除しているほか、別紙を含めて細かい変更、修正を多数しておりますが、特に、ポイントなる点を中心に御説明いたします。

まず、8頁の第6条を御覧ください。第3項で運営開始後の協議会の構成員などを定めていますが、既存施設である加古川刑務所長と同刑務所に置かれる事業者側の副総括業務責任者が構成員に含まれます。

次に、12頁の第17条以下に運営開始準備の完了などについての規定を置いています。運営開始予定日を平成19年10月1日としていることから、運営開始準備業務は、当然、それ以前に行うことになり、改めて申し上げるまでもなく、非常に厳しいスケジュールとなっております。

13頁の第19条と第20条を御覧ください。国による研修・訓練への参加や必要な体制の確保については、先行事業とほぼ同じ内容です。第20条の第2項で1か月前までに要員を確保することとしている別紙2の業務は、33頁のとおりであり、情報システム管理を別にすれば、警備又は警備に関連するいわゆる特区業務です。これらの業務については、受刑者の収容を円滑に実現できるように運営開始前の少なくとも1か月程度の期間をかけて、官民共同での訓練・研修を行う必要があると考えていますが、ここに挙げていないものは、事前の研修や訓練の必要がないかということ決してそういうわけではありません。例えば、総務系業務のうち人事・経理関係事務などは、複雑な国の制度を一定レベルまでマスターしていただかなくてはならず、事前準備の必要性は、むしろ警備関係業務以上であるともいえます。

大変さばかりを強調したような説明になってしまいましたが、もちろん、

播磨センターについて、運営開始予定日に定員である1,000人をいきなり収容するというわけではありません。15頁の第27条第4項を御覧ください。半年間をかけて定員まで収容できるように業務を実施する旨を規定しております。

播磨センターには、34頁の別紙3に記載した条件に該当する受刑者のみを収容しますので、事業者側の準備の進捗状況は別にして、センターへの収容計画は、直前までの各刑務所の収容状況に左右されます。そのため、対象受刑者の明確な収容時期と人数を事前に示すことは非常に難しく、この契約書(案)では、平成19年度内に収容定員1,000人の収容を可能とするということだけを規定しましたが、一度の機会に受け入れ可能な受刑者数にはおのずと限界があるので、半年かけて、段階的に収容していくようなイメージになるものと思われれます。

最後に、お手元に配布している「モニタリング及び改善要求措置要領」について、一点だけ申し上げます。

この書類は、契約書(案)の別紙の一つとして作成しており、モニタリングの実施に関する内容や事業者の債務不履行による違約金及び事業費の減額といった内容を定めています。違約金の対象となる事実や算定方法、罰則点が計上される事実やポイントなどについて、詳細に記載しておりますが、これらについては先行事業からの実質的な内容の変更はありません。

3頁の第4の2「減額の種別及び減額金額」を御覧ください。そこに、「また・・・」以下に記載しているとおり、債務不履行の累積により、本来であれば事業費の減額を行うべき場合であっても、維持管理・運営期間の当初12か月間(平成20年9月末日までの間)は、いきなり減額を行うことはせず、改善勧告を行うにとどめることとしております。

本事業は、事業契約から運営開始までの期間が特に短く、受刑者の収容を段階的に行うにせよ、運営開始当初から、すべてに万全の体制を整えた上でスタートを切ることは難しいだろうと考えております。

そこで、事業者決定後は、直ちに官民の協議を開始し、優先順位の高いものから準備していただき、何とか無事に運営を開始できるよう国としても努力していきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

それでは，入札説明書等の内容について，ご質問などございましたら，挙手いただき，最初にお名前と所属をおっしゃってから，お願いいたします。

( 質問等なし )

ご質問等につきましては，11月13日(月)午後5時まで受け付けさせていただきますので，こちらの機会もご利用下さい。

( センターの見学等についての事務連絡 )

本日の説明会に御参加いただいた事業者の方については，9月21日の実施方針説明会と同じく参加者名簿を作成し，速やかにお配りすることを予定しております。万一，名簿への掲載等について支障があるという場合は，明日11月1日の午後5時までに，メールなどで御連絡いただくようお願い申し上げます。特段の御連絡がない場合は，掲載に同意いただいたものとさせていただきます。また，メールアドレス・連絡先等をご連絡いただいていない事業者の方につきましても，名簿作成等の都合上，出来る限り早く当方にメール等でご連絡をお願いいたします。

それでは，これをもちまして播磨社会復帰促進センター等運営事業入札説明書に関する説明会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上